

第3回 多治見市特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成24年10月10日（水）

13：00～14：20

場 所：多治見市役所5階第一会議室

出席委員： 大野義豊委員、加藤秀昭委員、木下貴子委員、坂崎金次委員、古橋進委員、堀尾憲慈委員、三鬼江里子委員

欠席委員： 小川祐貴子委員

多治見市： 総務部・佐藤喜好部長

（事務局） 企画部・青山崇部長、人事課・鈴木良平課長、大竹康文総括主査、臼武徹也総括主査

13：00 開会

青山部長 本日は、お忙しい中ご参加いただきありがとうございます。企画部長の青山です。

本日は、審議会の答申案について、まとめていただきたいと思います。後程事務局から説明させていただきますが、本日も忌憚のないご意見を頂きますようよろしくお願いします。

それでは、早速ですが、議長に議事の進行をお願いします。

議長 それでは、第3回多治見市特別職報酬等審議会を開催します。

まず、「秘密会について」を議題といたします。本審議会は秘密会とすることができませんが、本日はその必要もないと認められますので、秘密会としないことに決してよろしいでしょうか。

委員一同 — 異議なし —

議長 ご異議ないようですので、そのように決しました。

次に、議案第1号「議事録署名委員を定めるについて」を議題といたします。

多治見市特別職報酬等審議会運営規則第9条第1項の規定により、本日の議事録署名委員を出席委員から2人以上定めることになっておりますので、議長において2人指名したいと思いますがご異議ありませんか。

委員一同 — 異議なし —

議長 ご異議ありませんので、議長において加藤秀昭委員、木下貴子委員の両委員を指名いたします。

次に、議案第2号「答申案について」を議題といたします。最初に、事務局から答申案について説明を求めます。

鈴木課長 説明の前に、報告とお詫びをさせていただきます。前回の議事録については、本来であれば今回までに確認をいただきたいと思いますと思っておりましたが、作成が間

に合いませんでしたので、出来次第、委員の皆さんに送付させていただきますので、よろしくお願いします。

答申案をご覧ください。この答申案は、前回の審議を踏まえて、終了後に会長、職務代理者と協議の上作成させていただいたものです。まず、議員の報酬月額について、議長、副議長、議員の答申額は、それぞれ 570,000 円、520,000 円、475,000 円で、据え置きとなっています。

次に、政務調査費の年額について、答申額は 250,000 円、市長・副市長の給料月額については、市長が 980,000 円、副市長が 820,000 円で、何れも据え置きとなっています。据え置きの方向性については、前回の議論の中で、最終的に委員の皆さんにご了承いただいたということでこのように提案させていただいています。

次に、審議経過について、本日の審議会ではこの部分の表現方法を中心にご意見をいただきたいと思います。審議経過は、前回までの主な意見を簡潔にまとめています。冒頭に今回の審議会の開催経緯として、前回審議会での 2 年毎の開催を求める意見に基づいて開催されたこと、前回からの状況変化を踏まえ、提出された資料等を基に改定すべきかどうかを中心に議論したことを記載しています。

次に、審議事項毎に審議経過をまとめています。審議事項の並び順がその前までの項目と異なりますが、議論が市長・副市長の給料月額を中心にされたため、審議経過については並び順を市長・副市長の給料月額、議員の報酬月額、政務調査費の額という順にしています。

まず、市長・副市長の給料月額について、民間企業の状況、経済や財政の状況により判断し、市民感覚からすれば報酬を引き下げべきという意見、公務の特殊性及び継続性から民間の考え方を行政に適用しようとする限界があるのではないかという意見、前回の答申に引き続きさらなる給料月額の引き下げは公務に対する意欲の低下を招くのではないかという意見、市長の実績を評価し報酬に反映すべきという意見を記載し、主にこの 4 つの意見があったというまとめ方になっています。結論として、市政を担う特別職は、職務と責任に合った報酬が求められており、4 年間の実績、勤務状況、他市の状況、経済社会情勢、財政状況等を総合的に判断し、現状維持が妥当という結論に至ったというまとめ方になっています。

次に、議員報酬について、市長・副市長の給料等と併せて議論がされたと認識していますが、その中で特に議員に関する意見として、議員定数を削減し、より多くの有能な人材が議員に立候補できるような報酬にすべきという意見を記載しています。また、市長・副市長の給料等の記述にもありますが、前回報酬が引き下げられた中でさらなる引き下げは、議員活動に影響を与えるのではないかという意見を記載しています。これらの意見や、市長・副市長の給料等における議論を踏まえて、議員の活動実績、他市の状況、経済社会情勢、

財政状況等を総合的に判断し、現状維持が妥当という結論に至ったというまとめ方になっています。

また、政務調査費については、規定の額の8割以上を執行していること、支出額の報告の際には1円以上の領収書の添付を義務付け、報告書を市民に公開して適性に支給されている旨を記載しています。結論として、政務調査費の額については、議員活動や政務調査費の実績等で判断し、現状維持が妥当という結論に至ったというまとめ方になっています。

「なお、」以降は付帯事項です。この審議会の審議事項ではありませんが、審議の過程で特別職の退職手当の見直しや議員定数の削減に関する意見があったことを記載しています。

次に、審議日程を記載しています。10月15日の市長への答申の日程も加えさせていただいています。

次ページは、審議会に提出された資料を列挙しています。

以上が答申案ですので、よろしくお願いします。

議長 ただいま事務局から説明していただきました。皆さんの貴重なご意見を短い文章で、的を射た書きぶりにするのは苦労がありました。まだ決定したものではありませんので、皆さんの率直なご感想、ご意見をいただきたいと思います。

議長 前回までの議員報酬の議論の中で、実際に何日間活動しているかという質問があり、年間249日程度だったと思いますが、私の業界の職員では、おおよそ220日程度の出勤日数です。単純な比較はできませんが、日数としては相当の活動をしているという印象を持ちました。

委員 議員の視察についてはどのようなのでしょうか。

青山部長 議会の各委員会の視察は、基本的に1泊2日で行っています。政務調査費を使って会派の視察をする場合には、2泊3日程度でも行っているようです。委員会の視察には、市の執行部側も随行します。

委員 報告書は提出されるのでしょうか。

青山部長 視察後、報告書が提出されます。政務調査費で視察に行かれた場合は、領収証を付けた報告書が庁舎1階くらし人権課前の情報コーナーで閲覧できます。

委員 議員は、議会に出席するための交通費は支給されるのでしょうか。

青山部長 何年か前までは交通費の支給がありましたが、現在は交通費の支給はありません。

議長 ある市議会議員が岩手県大槌町に視察に行ったという話を聞いて、折を見て報告会をやるように勧めたことがあります。

青山部長 大槌町への視察については、防災関係の視察で、報告書を拝見しました。政務調査費を使って、3名の議員が視察に行かれ、視察に関連して議会の一般質問もされました。これまでの市の防災対策はハード整備が主でしたが、災害時のボランティアについて検討する必要があるということが課題として挙げられ、市の内部でも、体制整備を進めなければいけないという認識を持ちました。

	この例のように、議員視察による情報を市側に提供いただき、有意義であるという認識を持っています。
議長	市長でも議員でも、報酬は仕事に対する評価ですので、どれだけ仕事をしているかを理解いただくことが重要だと思います。議員については、視察の結果等について、しっかり地元で報告をすることも必要だと思います。
青山部長	議員の方々の活動が、市民の皆さんに十分に周知されていないということは、今後の課題と認識しています。
議長	市側にも有益なことですし、市民も情報を議員から直に聞けば有益だと思います。積極的に議員活動をしていただき、政務調査費を活かしていただきたいと思っています。
委員	報酬額そのものは、上げるか、現状維持か、下げるかしかりませんが、その議論の過程の話が重要ですので、色々意見を聞くべきだと思います。
議長	答申案には、色々な意見があったことが書いてあります。市民感情を考えると下げるべきだという意見もありました。
委員	実際に審議会に参加して感じたことですが、3回目で結論を出すということは審議時間、資料共に少ないように思います。内容については、勿論しっかりと審議していますが、第三者が見ると3日間で結論が出るのかと思う方もいると思います。
青山部長	貴重なご意見をありがとうございます。審議会の持ち方そのものに対するご意見で、次回開催時に考慮したいと思っています。2年後は、早めに開催を始めることも含めて検討したいと思っています。ただ、例年、国家公務員の人事院勧告が8月10日前後に出されます。国家公務員の給料と市長の給料とは異なりますが、勧告の内容を参考にしようと思うと、どうしても人事院勧告を待ってから開催を行ってきました。一方で、特別職と職員の給料は慣例的に12月議会で提案しますので、スケジュール的にはタイトになってしまいます。 しかしながら、人事院勧告より前に審議会の開催を始めても、他市の状況等の資料でご議論いただくことは可能ですので、次回開催時には余裕のある審議時間が取れるように考慮したいと思っています。
議長	特別職の給料や政務調査費が、審議会の答申に基づいて決定されるということを市民がどれだけ知っているでしょうか。委員の意見にもあったように、もう少し幅広く検討していく審議会にすると、なお充実した審議会になると思います。 前回の審議会は何回開催されたのでしょうか。
青山部長	前回も3回開催しました。金額をどうするかということも重要ですが、他市等の状況を見ながら意見交換をしていただくことが、議論の前提になると思いますので、そのような時間を取れるように考えたいと思います。 どれだけの市民が知っているかという件については、答申を新聞社等に情報提供して紙面に載ると、多くの市民が知ることはなるとは思います。具体的な決定方法について、あまりご存知ないのではないかと思います。
議長	この審議会から出させていただく答申は、議会で審議されるのでしょうか。

青山部長	額を変える場合は条例改正が必要ですので、議会に提案されます。職員の給料については、人事院勧告に基づいて4月から遡って減額するというような場合には、12月議会に提案しますので、特別職の給料についても慣例として12月議会で併せて提案しています。今回は、答申案の通りとすると額の変更はありませんので、議会には提案されません。
委員	額の変更の答申が出た場合、人事院勧告に伴う職員の給料のように、4月に遡って行われることもあるのでしょうか。
青山部長	特別職の場合は、翌年度の4月からの適用になります。 一般職の場合は、人事院勧告に従って、4月から遡って減額しています。遡っての減額について、不利益処分の遡及適用が可能かという議論もありましたが、実際には、給料を返還する訳ではなく賞与で調整する等していますので、法的にも問題ないという解釈がされ、国家公務員も地方公務員も4月まで遡った減額が行われています。
委員	減額の答申をしても、議会に提案するということであれば、議会で答申が覆される可能性もあるということでしょうか。
青山部長	制度的にはあり得ます。ただし、審議会の答申は、市民の一般的な意見としてまとめたものですので、答申を市長や議会が無視するということは、市民の理解が得られないと思います。審議会の答申は、明確に義務付けられたものではありませんが、実質的にはほぼ答申通りに決定するというのが基本的な考え方になると思います。
委員	審議会でせっかく出した答申が覆されてしまうなら意味がありません。
青山部長	仕組み上、報酬の額を変える場合は、国は国会で法律を改正する、市は議会で条例を改正する手続きが必要ですので、議決されるまでは未確定という意味では委員のおっしゃる通りです。ただし、実質的には、答申を無視できるかといえ、市民の意見を無視するということになりますので、よほどの覚悟と決意がなければできないことだと思います。
委員	この審議会の過去の開催はどのようでしょうか。
鈴木課長	平成8年まではほぼ2年毎に開催していました。平成8年の開催から前回平成22年の開催までは、14年間開催がありませんでした。
議長	何か要因があって開催されていなかったのでしょうか。
鈴木課長	平成8年までは、どちらかというと景気も右肩上がり、報酬を上げることを主眼に審議会を開いていました。平成8年に上げて以降は、右肩下がりの経済状況の中で、上げる要因はないということ、大きく下げということも難しいということで、開催を見送ってきた状況です。
委員	その点では、官民で認識のずれがあると思います。バブル経済の崩壊は平成2年に始まり、平成4年には地価等が全て下がっていました。最後に上げたのが平成8年ですので、この時点で4～5年程度差があります。そう考えるとやはり2年に一度は審議会を開催すべきだと思います。2年に一度見直しがあるという認識があれ

	ば、市長も議員も報酬に見合った仕事をするという意識を持って取り組むことができると思います。
鈴木課長	審議会を開いての見直しは行っていませんでしたが、市長・副市長の給料については、暫定措置で自発的に引き下げを行ってきたという経緯があります。
議長	それは、審議会を開かなかった理由には当たらないと思います。
委員	前回の議論では、長期間審議していなかったからと言って極端に引き下げても、議会が通らないだろうという意見もありました。このため、開催スパンを短くして定期的に開催したほうが良いのではないかという方向になりました。委員のおっしゃるように、せっかく審議したのに議会が通らないでは意味がないということも含めて、定期開催の話が出てきた訳です。その中で、開催頻度は2年が良いのか、任期中に1回が良いのか、開催時期は検討すべきだと思います。開催頻度は短ければ短いほうが良いという面と、評価するというのなら多少長くても良いという面があると思います。
委員	どんな職種でも、新しい職制になって1年目は結果が出ませんので、2年経過して判断するということは妥当だと思います。4年では1期が終わってしまいますので、2年に一度、任期の途中で評価するというのは妥当だと思います。
委員	前回の審議会では、はっきりと2年に一度の開催をすべきという感覚はなく、定期的な開催という趣旨だったと思います。
委員	毎年の開催では、評価される方も気が気ではありません。3年では半端になってしまいますし、4年では任期が終わってしまいます。真ん中の2年目で中間評価するのが適正ではないかと思います。前回の審議会の2年に一度という意見は正論だと思います。
委員	機械的に2年に一度の開催とすると、新たな市長が就任した1期目は、変わった直後に評価されるということになる可能性がありますので、任期の途中の2年目ということでやっていけば良いと思います。
委員	市長は2期以上務められる場合が多いので、2年に一度を原則とすれば良いと思います。
青山部長	市の内部でも開催頻度については議論しました。ひとつは、4年に一度選挙がありますので、任期途中の2年目で4年に一度という考えもありますし、委員のおっしゃられる2年に一度という考えもあると思います。2年に一度ということであれば、次回は選挙の前の年になります。選挙前に報酬を議論することは微妙ではありますが、審議会としてどうあるべきというご意見をいただければ良いと思います。定期開催をする中で、やはり4年に一度が適正だという意見があれば、また随時見直しをすれば良いと思います。
議長	開催頻度については、審議会で決定することはできませんので、前回の審議会と同じく要望ということですね。
青山部長	法的な拘束力がある訳ではありませんが、先程の議会の議決の議論と同様、前回の審議会では付けられた意見を見做す話にはなりませんので、重いものだという認

	識です。
委員	現実として、自動車業界も中国との関係で業績が悪化する等、景気が後退する懸念があり、来年がどうなるかわからない状況です。やはり右肩下がりの時代には、見直しを定期的に行うべきだと思います。市民感情としては、民間が苦しんでいるのに見直しもされないというのは理解が得られないと思います。審議会そのものは存続していく必要があると思います。
青山部長	前回の審議会まで長い間開催してこなかった反省も含めて、まずは2年に一度開催させていただきたいと思います。委員がおっしゃられたように、定期的に開催していく中で、再度4年に一度という意見が出れば、そのときに変えれば良い話だと思います。開催する時々の審議会の委員の皆さんの意見を伺って、変える必要があれば変えるということで如何かと思います。
委員	委員の選任に当たって、本日欠席委員を選任された経緯を伺いたいと思います。 また、答申案については、結論としてはこのようなものだと思いますが、審議の過程で提出を求めた資料の中に、国家公務員の給与改定・臨時特例法の資料も加えてほしいと思います。他市や過去との比較の資料はたくさんありますが、国家公務員との比較という観点から、追加して欲しいと思います。 また、審議会の審議事項ではありませんが、給与改定・臨時特例法の附則に明記されている地方公務員も自主的、適切に対応すべきという文言に対しての市の考え方を示してほしいと思います。
青山部長	委員の選任について、報酬審議会の場合は、団体の代表の方をお願いしています。過去にも当該団体の長に委員をお願いしていたことから、今回も委員に依頼したものです。依頼したときは了解をいただきましたが、実際には会議は欠席が多くなってしまいました。
議長	このことは、審議会終了後、責任者として事務局にお願いしようと思っていたことです。3回のうち2回欠席され、出席の1回も途中退席をされました。他の委員も多忙の折に出席している中で、如何なものかと思いますので、委員の選任は適切に行うべきだと思います。
青山部長	国家公務員の給与改定・臨時特例法の資料については、資料一覧に追加します。審議経過の中にこのことを加えるかどうかについては、議論していただきたいと思います。 また、附則の文言に対する市の見解については、前回説明したとおり、県では財政状況が厳しいために独自に給料を減額していること、多治見市でも市民病院が指定管理に移行する際の移籍奨励金を捻出するために手当を減額したことのよう、今回の減額は、国が独自の政策判断で行ったことと認識しています。このため、市として、国に併せて減額をすることは考えていません。 審議経過には、ご意見をいただいた旨を追加することでよろしいでしょうか。 色々な意見があったことを記載するのはよろしいのではないのでしょうか。 据え置き結論は妥当だと思います。市長が民間企業の社長と違うところは、税

収（利益）を上げる部分だけではなく、どのような事業に支出するかということについても評価される場所だと思いますので、民間と全く同じように考えるのは難しいと思います。一方で、あまりにも民間と報酬額がかけ離れると市民の理解が得られませんので、その差が開いたときには是正する必要があると思います。その点では、2年前から比べて、今回さらに減額をしなければいけないかという点、まだそこまでではないと思います。

また、政務調査費の記述の中で、1円以上の領収書の添付を義務付け、報告書を市民に公開しているのは、市民が適正な支出かどうかを確認できる手段が確保されているだけであって、「適正に支給されています」という表現は行き過ぎではないかと思っています。

青山部長 会計帳簿を確認して適正であると判断していただいている訳ではないので、「公開されている」という表現に改めさせていただきたいと思います。

委員 答申案は、内容が的確にまとめられていると感じました。開催時期について、今は古川市長の任期中での議論ですが、現市長が退任されて新しい市長になった場合には、新市長の最初の給料はどうなるのでしょうか。

青山部長 審議会で減額の答申が出て、議会に減額の条例を出すか、あるいは市長が自主的に減額するかしなければ、現在の答申に基づく額がそのまま残りますので、新市長の給料もこの金額になります。

委員 報酬を決定する際には、市長の働きを評価するべきだと思いますので、任期の途中での開催、見直しが妥当だと思います。

委員 前回の審議会で、市長の活動が多忙だということはよくわかりましたが、本来、評価されるのは実績のみです。委員がおっしゃったように、税金は毎年入ってきますので、如何に有効に使うかを考えるのが市長の仕事です。一方で、企業誘致の誘致活動をする、雇用を増やす等、税金を増やすことも仕事です。そう考えると、市長はオールマイティの職種です。民間企業の社長よりも大変な部分もありますので、高額所得があっても然るべきだと思います。かといって、他市の水準とも比較する必要がある、市民感覚も捉える必要がある、モチベーションも保たなければいけないことも考えると、この金額が妥当ということだと思います。

議長 委員の意見については、「適正に支給されています」という表現を削除することによって、事務局で修正してください。

委員 答申案には異論ありません。

議員報酬の部分に、議員定数の削減について言及されていますが、表現としてわかりにくい気がします。特別職の人員費については、市の財政状況の中でどのくらいが適正なのかを考えなければいけないと思います。その中で、議員定数の削減という点から、どの程度の定数が適正かということは、ここで議論することではありませんが、市民の意見も幅広く求めて考えていただきたいと思います。例えば、審議会の中で、どういう形が望ましいというところまで提案することも含めて、考えていただきたいと思います。

議長	今のご意見は、「なお、」以下の部分について、議員定数の削減についてより具体的に表現すべきという意味でしょうか。ただ、議員定数の削減については、例えば区長会等、別の機会で提案してもらったほうが良いと思います。
青山部長	審議会の審議事項には議員定数が含まれていませんが、審議の中で出てきた意見ということで、記録させていただいたという趣旨です。実際に議員定数をどう考えるかは、市政運営の根幹の問題です。市民の声を代表する議員は、一定程度の人数が必要という考え方がありますが、その適正な人数については議論があるところで、市民全体のご意見の中で考えるべき問題だと思います。
議長	今までに、区長会から議員定数に関する要望は出ているのでしょうか。
委員	区長会からは要望は出されていないと思います。
青山部長	定数の経緯について、平成 18 年 1 月に多治見市と笠原町が合併した際は、在任特例として両市町併せて 35 名の議員が留任しました。合併後の最初の選挙で、定数は旧多治見市の定数の 24 に戻されましたが、合併で人口が増えたため、定数を増やすべきという議論もありました。結果としては定数 24 のままとして、実質的に削減することとなったという経緯があります。また、それ以前には、32 人、28 人、24 人と徐々に議員定数を削減してきたという状況です。
委員	それは全て議会側の提案ですね。区長会等で提案しても、議会が納得しなければ変わらないと思います。
青山部長	各地域の市民の代表としての、区長会の総意として上がってきた意見を無視することは、相当に重い判断が必要です。逆に、区長会からの意見で定数を減らすということも重い判断になります。従いまして、区長会の総意としての提案は真摯に受け止める必要があります、その提案はそれだけ重いということです。
議長	議員定数が多いという話は、市民の声として耳にすることが少なからずあります。
委員	個人的には、議員定数の 24 が適正かどうか模索しているところです。ただ、多治見市には 13 小学校区しかありません。現状では、1,500 票程度で当選できますので、名古屋市議と比べると当選ラインに相当差があります。この程度の票では、どうしても馴れ合いになってしまう懸念がありますので、根幹から変える必要があると感じているところです。
青山部長	この件については、審議会で議員定数に関する意見があったということ、市長や議員に知ってもらうということだけでも意味があると思います。 議員の数は市政運営の根幹ですので、慎重に決めるべきだと思います。適正な定数については、数式がある訳ではなく、簡単なことではありませんが、議員 1 人当たりの人口等がひとつの判断基準になってくると思います。 一方で、議会では、数年前から対話集会を実施しています。まだスタートしたばかりで課題もあると思いますが、議会の活動を市民に知っていただくとする動きがあります。このような動きの中で、今後、市民の議会に対する見方がどう変わっていくか、議員定数に関する考え方がどう変わっていくか、注視

しています。

委員 議員の対話集会については、壇上から報告するようなことではなく、例えば町内会単位で行う等、市民に密着して、草の根運動的に行うべきだと思います。

青山部長 議会にご意見があったことを伝えますが、以前と比べて動きが活発化していると思います。

委員 対話集会は、市民の参加が少ないように思います。町内単位で集会を行い、ひとつの町内で50人集めて話をしたほうが、より効果があると思います。

議長 色々ご意見をいただいておりますが、報酬の額については、上げるか、現状維持か、下げるかの3つの選択肢から本日の現状維持の答申案となっている訳です。10%の減額というご意見もありましたが、総合的に判断して、審議会の総意として現状維持とすることよろしいでしょうか。

委員一同
議長 — 異議なし —

議長 それでは、多くのご意見をいただきありがとうございました。答申について、額を現状維持とすることを基本に、審議会の開催回数や議員定数等についてご意見をいただきました。ご意見を基に、文言を修正して改めて皆さんに報告させていただきますが、修正については、議長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

委員一同
議長 — 異議なし —

議長 ありがとうございます。答申をまとめましたら、委員の皆さんに事務局から送付させていただきます。

皆さんは、報酬審議会で3回の会議に参加いただいた訳ですが、何か感想がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

委員 初めて報酬審議会に出席させていただいて、公務員のそれぞれの職制の給与制度がよくわかりました。それを踏まえ、今後また審議会に参加させていただくようなことがあれば、貢献させていただきたいと思います。

委員 初めに話をいただいたときに、私が大切な審議会に出て良いのかと思いましたが、今尚そう思っています。専門知識もなく参加させていただき、私自身が勉強になりました。皆さんの意見を聞いて、市政運営に対して、市民がもっと興味を持って、市民から近づいていくことが重要だと思いました。

委員 私は、民間の立場を強調させていただきました。官民の認識の違いがある中で、民間側からの発言が多かったと思います。ただ、民間としての考えを市長、議員、市職員の皆さんに感じていただき、今後の市政運営に活かしていただきたいと思います。今後また委員の依頼をいただければ、会として推薦させていただきますので、よろしくお願いします。

委員 最初に委員の話があったときに、私で務まるのか不安でした。委員になったお陰で、細かい給与制度を勉強することができ、今後その知識を踏まえて市長、副市長を見ることがができますので、ありがたかったです。

また、この審議会は、特別職の報酬と政務調査費の額を決めるものです。率

委員

直な感想として、発言は個人の意見としてさせていただくことになりますが、色々な意見がある中で、その意見をベースに決めていくのが良いのか不安がありました。例えば、議員の定数にしても広く市民の意見を聞いていただけると、委員としても、もう少し楽に発言ができると思います。

私は、他の多治見市の委員も務めさせていただいていますが、人の給料を決めるということは、大変苦勞しました。

財務局の職員と接する機会があり、日頃から話を聞いていますので、国家公務員の話をしていただきました。国家公務員が2年間の減額措置を行っている中で、地方公務員としての考えはどうかということで、問題提起をさせていただいたものです。

委員

前回とは違った形で、勉強させていただきました。前回もこの審議会は重いものだと感じていました。議会で否決をされれば答申も意味がないという懸念もありましたが、審議会の答申を無視すること自体が議会としての品格につながるため無視できないということで、この審議会が重いものだとすることを改めて感じました。

今回の経験を基に、一市民として、団体の代表として、多治見市の市政運営に向き合う気持ちが湧いてきましたので、大変有意義でした。

青山部長
鈴木課長

本日議論された、答申案の修正箇所を確認させていただきたいと思います。

国家公務員との比較について文章に加えること、資料の一覧に国家公務員の給与改定・臨時特例法に関する資料を加えること、政務調査費の記述のうち「適正に支給されている」という文言を削除すること、の3点でよろしいでしょうか。議員定数の削減に関することは、ご意見はいただきましたが、答申の修正はないということでよろしいでしょうか。

議長

事務局から修正箇所の確認がありました。以上のような修正でよろしいでしょうか。

委員一同
青山部長

－ 異議なし －

3回にわたる審議会で、貴重なご意見をいただきありがとうございました。様々なご意見を受けて、色々なことを考える必要があると感じました。まずは2年後に、もう少し早めに開催したいと思います。2年後に再度委員をお願いする方もいらっしゃると思いますので、その際には快く引き受けていただければと思います。

委員から、個人の意見だから不安という発言がありましたが、色々な立場からの発言は、当然個人の意見で結構です。率直な意見を出していただいて、それをまとめていくことが大事だと思います。

給料そのものは、活動のベースになることで非常に大事ですが、額そのものは据え置きということで答申をまとめていただきました。今後は、議論の中で出ていた、市長や議員の活動を市民にわかるようにすべきというご意見も踏まえていきたいと思っています。

議長

貴重なお時間、率直なご意見をいただきありがとうございました。事務局を代表してお礼をさせていただきます。

青山部長
議長

また、委員からも意見が出ましたが、今回欠席が多かった委員がいましたので、選任の際には注意していただきたいと思います。

次回、委員を依頼する際に、しっかり説明したいと思います。

皆さん忙しい方が出席しているので、十分に注意して選任していただきたいと思います。

鈴木課長

事務局から事務連絡をお願いします。

審議会の会議としてはこれで終了です。ありがとうございました。

今後、本日の審議を踏まえた答申の確定については、会長一任ということで了承いただきましたので、会長と相談して確定させていただきます。確定次第、ファックスで皆さんに送付させていただきますので、確認をお願いします。

また、10月15日（月）午前11時から市役所4階特別会議室で、委員の皆様から答申を市長へ渡していただきます。ご都合のつく方は、出席をお願いします。

議長

皆様の任期は、答申が終わるまでとなっていますが、今後の事務的な作業として、議事録の確認、署名委員の署名捺印をお願いします。それぞれ連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。事務局からは以上です。

以上で、議長に与えられた仕事は終了いたしました。つたない進行でありましたが、皆様のご協力により無事に終えることができました。ご協力ありがとうございました。